

## 生前整理 デジタル遺品 リストを作り ましょう



### 事例 1

PASSWORD...



先日父が亡くなり、父が契約していた通販サイトの有料会員を解約したいが、IDやパスワードが分からないため、会員ページにログインできず、手続きが何もできない。(相談者:50歳代女性)

### 事例 2

PASSWORD...



亡くなった夫が利用していた決済アプリの残高が10万円あることが分かった。しかし、夫のスマートフォンのロックが解除できないため、詳細が確認できない。(相談者:60歳代女性)

### デジタル遺産の イメージ

遺族から、IDやパスワードが分からず定期購入や月額制のサービスをスムーズに解約できない、ロックが解除できず端末内の電子マネーやネット取引の状況が把握できないなどの相談が増えています。



金融商品  
ネット銀行など



ポイント



電子マネー



定期課金サービス

- ・ 終活の一環として、端末のロック解除方法、退会が必要なサイトとそのIDやパスワード、ネット関連の金融資産についてノートなどに記し、家族などに伝える手段を講じておく。
- ・ 遺族の方は、まず契約先に手続きについて確認する。
- ・ 困ったときには、消費生活センター等に相談する。

相談員から  
のひとこと



国民生活センター 見守り新鮮情報 第430号(2022年9月6日)より

## 困ったときは一人で悩まずにすぐにご相談ください。

奈良県消費生活センター

〒630-8122

奈良市三条本町8-1

シルキア奈良2F

☎0742-36-0931(相談)

☎0742-32-0621(啓発)

消費者  
ホットライン  
☎188

全国共通のナビダイヤル

奈良県消費生活センター  
中南和相談所

〒635-0085

大和高田市片塩町12-5

大和高田市市民交流センター3F

☎0745-22-0931



# 消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。

## 怪しい副業サイトや転売ビジネスのトラブル!!



SNSで知り合った相手から、「チャットで話し相手になるだけで高額な報酬が得られる」と案内され副業サイトに登録し、男性を紹介された。報酬を受け取る際、「手続きのために費用が必要。コンビニでギフトカードを購入して番号を教えるように」と言われた。指示通りに3,000円のギフトカードを購入し支払ったが、さらに1万円分購入するよう言われたので不審に思い、「もう支払えない」と伝えたらサイトとも男性とも連絡が取れなくなった。返金は諦めるが、どうすればよいのか教えてほしい。

(30歳代女性)

### 転売ビジネスの流れ

- ・ ネット広告、SNS、友人の紹介等で知る。
- ・ ビジネスを始めるための高額な費用（サポート料やコンサルティング料などの名目）を契約した事業者を支払う。
- ・ 契約した事業者から指定された通販サイトや海外の通販サイトから商品を仕入れる。（商品購入代金は申込者の負担）
- ・ フリマサイトやネットオークション等に仕入れた商品を出品する。→商品の購入者がいれば、仕入れ価格の差額が利益となる。

簡単に高収入が得られることを強調するネット広告や説明で興味を持たせる

詳しい話を聞こうと連絡を取ると高額なサポート料等が必要と言われる

お金がないと断ってもクレジットカードの分割払いや借金をさせてまで強引に契約させる

契約した事業者からサポートがなかったり、指示通りに作業しても必ず利益が出るわけではない

解約に応じてもらえなかったり、返金保証などの約束が果たされない場合がある

事業者と連絡がつかなかった場合、返金を受け取るのは極めて困難である



### トラブルに遭わないためのポイント!!



- ☑ 「簡単に儲かる」などの広告や友人等からのうまい話を鵜呑みにしない。
- ☑ 「転売ビジネスを始めるために高額な費用が必要」といわれたら要注意!
- ☑ 「リスクなし」「必ず稼げる」わけではありません。禁止された転売にも注意!
- ☑ トラブルにあった場合は、消費生活センター等に相談する。

～こまった時は消費者ホットライン☎188に相談を～

# 9月3日(土) イオンモール橿原 1Fサンシャインコートにおいて 消費生活フェアを開催しました



弁護士による無料相談会



紙芝居クイズ (子供向け)



防犯電話の展示と体験



貯金箱づくり



消費者力クイズ (大人向け)



消費者啓発ポスター展示



スタンプラリー



啓発グッズの配布

当日はたくさんの方にご来場いただき、各ブースにご参加いただきました。  
ご来場いただいた皆様、ありがとうございました。

主催：奈良県・奈良県警察・橿原市  
協力：奈良県消費生活相談員連絡会・奈良県金融広報委員会  
特定非営利活動法人なら消費者ねっと  
奈良女子大学消費者問題研修会BEACS

## 消費者教育研修会を開催しました

奈良県消費生活センターでは、県内の消費者教育を推進するために、毎年夏休みの時期に消費者教育研修会を実施しています。今年度は、金融教育とエシカル消費をテーマに、外部講師をお招きして2つの講座を実施しました。

**講座1：“18歳成年を意識した消費者教育  
～生涯を見通した生活設計と経済計画を考える～”**  
(対面講座 8月22日(月))

**講師：池垣 陽子氏 文部科学省消費者教育アドバイザー  
埼玉県立蓮田松韻高等学校 教諭(家庭科)**



講座の様子

講師より「批判的思考」「意思決定」の重要性をお話いただき、消費者教育の実践事例をご紹介いただきました。対面講座を生かし、ワークや話し合いを通して、教員、相談員、学生など多様な立場の参加者が消費者教育について考え、実践のヒントを得ることができました。(15名参加) (文部科学省消費者教育アドバイザー派遣制度利用)

**講座2：“服・ファッションを通して、持続可能な消費について考えよう”**  
(オンライン講座 8月26日(金))

**講師：八木 亜紀子氏 NPO法人 開発教育協会事業主任**

開発教育協会  
作成の教材



講座の様子

「服・ファッション」の大量生産・消費・廃棄によって、環境汚染や人権侵害等様々な問題が起こっています。講師の誘導によって、クイズやグループワーク、ディスカッションを通して、問題に気づき、持続可能な消費について考える機会となりました。オンラインでのアクティブラーニングを体験し、教員、学生、高校生、NPO・NGO団体職員等様々な立場の参加者と交流することができました。(20名参加)

くらしの  
危険!!

## 子どもによる 磁石の誤飲事故に注意しましょう!!



**マグネットボールを子どもに与えない!!**



複数の強力な磁石を誤飲すると大変危険です。保護者の気がつかないうちに誤飲する可能性も考えられます。玩具として子どもに与えないようにしましょう。文房具などの磁石を用いた商品を含めいろいろな磁石の誤飲事故も発生しており、磁石の取り扱いについては、十分注意しましょう。



**磁石を誤飲した可能性があれば、すぐに医療機関へ!!**



複数の磁石の誤飲や、または磁石と磁石につく金属の誤飲は大変危険です。消化器官の穿孔(せんこう)は徐々に起こることから、初期にはあまり症状が現れないこともあります。子どもが複数の磁石を誤飲した可能性があれば、すぐに医療機関を受診してください。

## くらしとおかね講演会開催しました。

令和4年9月3日(土) 檀原文化会館



講演会の様子

去る9月3日、元裁判官・国際弁護士 八代 英輝氏をお招きしてくらしとおかね講演会を開催しました。「ひとごと」ではない消費者問題～賢く生活防衛しよう～についてお話しいただきました。

今後は、11月に講演会を開催予定です。決定次第ご案内させていただきますので、奈良県金融広報委員会または奈良県消費生活センターのホームページをご覧ください。

## 新・サポーターさん大募集!! くらしの安全・安心サポーター 養成講座開催します!!

日時: 令和4年10月25日(火) 13:30~16:00  
11月8日(火) 13:30~16:00

場所: 檀原文化会館 会議室

対象: 県内在住者で両日とも参加できる方

定員: 20名

申込方法: FAX(希望講座名、氏名、年齢、住所、  
電話番号をご記入ください)または、  
ホームページよりお申し込みください

申込期限: 9月30日(金)締切(必着)です

※参加の可否は、開催1週間前までに、はがきで  
通知いたします

### くらしの安全・安心サポーターとは?

消費者被害防止のため、消費生活センターや県内の消費生活相談窓口と地域を結ぶパイプ役として、ボランティア活動を行うサポーターを養成しています。消費者問題に関する基礎知識や高齢者の見守りの基本を学ぶことができます。

奈良県消費  
生活センター  
ホームページ



発行: 奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三條本町8番1号 シルキア奈良2

Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syohuseikatsucenter/>

なら こじかつうしん 10月号(2022年9月25日発行)



ホームページ



奈良県消費生活センター  
マスコット しっかりくん